

令和3年度 藤枝市商店街魅力アップ応援事業 募集要領

商店街用

【募集期限】令和3年5月25日（火）まで

藤枝市では、市民に身近な地域経済において重要な役割を担う商店街等が、市民の買物の利便性を向上させ、地域の人々の交流を促進するために実施するソフト事業と、市民活動団体等が商店街等を舞台に誘客を促進し、商店街の魅力を発信する事業に対し、「藤枝市商店街魅力アップ応援事業費補助金」により支援します。

本年度より、商店街同士が連携することにより、さらに事業の充実を図っていただくため、以下の変更を行います。

・商店街同士の連携事業に対する補助率を3分の2に拡充

なお、本補助金の交付は、審査会を経て決定します。

問い合わせ先

藤枝市 産業振興部 商店街活性化推進室

〒426-0026 藤枝市岡出山2-15-25

TEL：643-5250（直通）

FAX：631-9082

●こんな事業が考えられます！

▽商店街独自の「オリジナル逸品」の作成や販売事業

▽商店街独自の紹介マップの作成

▽地域住民や各種団体参加型の商店街が前面に出たイベントの展開

▽商店街コミュニティ紙の作成

▽空き店舗を活用した交流スペースによる継続的なイベント実施

▽空き店舗を利用した地域住民向けの店主による各種講座開催

▽空き店舗を利用したコミュニティカフェの開設

▽商店街と中山間地とのネットワークによる産直フリーマーケットの実施

▽学生や市民活動団体等との連携による来街者をサポートする街のイメージアップ隊

▽商店街の店舗が参加するスタンプラリーの実施

▽商店街が品物を揃えて様々な施設に出向く出張販売

▽地域の高齢者などを集めて実施する商店街買い物ツアーの開催

▽商店街を舞台とした市民活動団体等によるアート、文化イベントの実施

など

●補助対象となる団体及び個人

藤枝市内の商店街団体またはその複数が連携する団体

●補助金額

100万円以内（市内商店街団体及びその複数が連携する団体）

●補助率

市内商店街団体の場合：補助対象経費の2分の1以内

市内商店街団体の複数が連携する団体：補助対象経費の3分の2以内

●補助対象となる事業（以下のいずれにも当てはまる事業とします）

集客力及び売上を向上させ、商店街の魅力を高める事業であって、かつ地域住民のニーズに応える事業であること

政治活動、宗教活動、特定の公職者（候補者含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動をしていない事業であること

申請年度の4月1日から翌年3月31日までの期間に実施し完了する事業であること

※原則として、本市の他の補助金を活用する事業は対象になりません。

●補助対象となる期間

令和3年4月1日から、令和4年3月31日までの期間に実施される事業が対象となります。

ただし、補助金の交付決定日までに完了する事業は対象になりません。

●補助対象となる経費

事業を実施するために必要とする経費として、広告宣伝費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、役務費、備品費、謝金、会場使用料、借料・損料、委託費を対象とします。対象経費は、領収書等により、事業の実施団体が支払ったことを確認できることが必要です。

対象経費区分	補助対象となる経費の例
広告宣伝費	チラシ等の折込みや雑誌広告などの広告費用等
印刷製本費	ポスターやチラシ等の作成費用や外部業者への印刷代等
消耗品費	用紙代、事務用品等の費用で（景品や記念品等に係る経費は対象外）
通信運搬費	荷物運搬費や電話、インターネット料金、切手・はがき代等
役務費	アルバイト代や警備員配置に係る経費等の費用
備品費	事業実施に必要不可欠な備品で、管理責任を明確にしたもの。原則としてリースで対応することとし、リースよりも購入する方が費用対効果等の観点から有利であると認められるとともに、補助終了後も確実な利用見込みを有するものに限り、購入を補助対象とすることができる
謝金	外部講師等の個人やイベント出演者などに対して支払われる金銭
会場使用料	空き店舗や集会場等を一時的に借りる場合の使用料
借料・損料	物品・器具等を借り上げる費用、又は新規に通年で活用する空き店舗の賃料として支払われる家賃費用
委託費	委託として支払われる費用で、事業の遂行に係る事務、企画、運営等事業の中心となる部分を委託する事業でないこと

●応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、募集期間内に直接窓口へ提出して下さい。

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 資金状況調べ（第4号様式）※概算払を希望する場合
- (5) 地域の団体（自治会、町内会）の推薦書（第5号様式）
- (6) 団体等の会員名簿または役員名簿
- (7) 団体等の定款、規約等
- (8) その他市長が必要と認める書類

●募集期限

令和3年5月25日（火）まで

●提出先

藤枝市役所 南館（産業振興センター）2階 商店街活性化推進室
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝を除く）
上記時間内にお越しいただけない方は、ご相談下さい。

●選考方法

補助金を交付する事業は、書類審査を経て、別に定める有識者らによる審査会で審議し、選考します。書類審査では対象団体及び対象事業の適格性を審査し、審査会では、提出書類の内容を「商店街魅力アップ応援事業審査会」が総合的に評価します。審査会は非公開です。

●補助対象事業と補助金額の決定

対象事業及び補助金額については、「商店街魅力アップ応援事業審査会」において、審査した上で決定します。

※補助金額は、要望額より減額される場合があります。

●採択の視点

応募された事業については、次の視点から、「商店街魅力アップ応援事業審査会」が評価します。

- ・事業の必要性について（地域住民のニーズ把握など）
- ・事業の実現性について（実施体制や計画内容、資金計画、継続性など）
- ・事業の効果性について（集客力・個店販売力の向上、地域貢献、創意工夫など）
- ・事業の検証について（検証方法など）
- ・その他（政治活動や宗教活動、公序良俗の恐れなど）

●採択結果の通知

結果は、応募団体に補助金交付決定通知（第6号様式）でお知らせするとともに、藤枝市ホームページ等で公表します。

●事業終了後の手続

事業終了後、速やかに藤枝市商店街魅力アップ応援事業費補助金交付要綱に基づき実績報告書に事業の内容・成果等が分かるものと収支決算書（領収書の写しを添付）を提出して下さい。

事業終了後の精算について

ご提出いただいた実績報告書に基づいて補助金額が確定されます。その金額が交付申請書に基づき交付した補助金額より少なく、概算払いを受けている場合は、その差額を速やかに返還していただくことになります。

●情報公開

藤枝市商店街魅力アップ応援事業費補助金制度への応募書類、実績報告書等は、補助金の公正性、透明性を高めるとともに、買い物しやすい商業地づくりの実現のため、行政情報コーナーにおいて公表します。また、補助事業の内容、成果等については、市のホームページ等でも公表します。

提出書類の書き方など、ご不明な点がある場合には
お早めに商店街活性化推進室までご相談下さい。

藤枝市商店街魅力アップ応援事業に関する事務の流れ（令和3年度）

募集：～5月25日（火）

補助金交付申請書等の提出（商店街等→市）



審査委員による審査（市対応）

決定：6月下旬

交付決定通知（市→商店街等）



事業の実施

事業終了後10日以内

実績報告書の提出（商店街等→市）



交付確定通知書（市→商店街等）



請求書の提出（商店街等→市）



補助金交付（市→商店街等）

※概算払いを希望する場合は、交付申請時に概算払いの承認申請をしてください